

第14期千葉県生涯学習審議会第5回会議議事録

令和5年6月16日（金）

午後2時から午後3時

千葉県教育会館 別館3階会議室

出席委員（敬称略五十音順）

安藤 深佳子	乾 喜一郎	重栖 聡司	式場 敬子	田中 美季
濱詰 大介	二村 好美	松本 明子	渡部 茂樹	

出席事務局員

千葉県教育庁教育振興部長	中西 健
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	古谷野 久美子
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課 主幹兼社会教育振興室長	佐久間 守一
社会教育振興室 社会教育班 班長	市原 貴雄
同 主査	大澤 幸展
社会教育主事	藤平 健太
副主査	水野 敬一郎
千葉県立中央図書館長	宇井野 哲男
千葉県立中央図書館 読書推進課長	中田 江美
さわやかちば県民プラザ所長	西原 正男

次第

1 開会

2 あいさつ

3 議 事

（1）令和5年度社会教育関係団体への補助金の交付について（諮問・協議）

議 長 次第に沿って進めさせていただく。議事(1)について、千葉県教育委員会から当審議会へ社会教育法に則った諮問があると伺っている。

事 務 局 教生第358号 千葉県生涯学習審議会 様
令和5年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について（諮問）

このことについて、別添のとおり、社会教育関係団体から事業計画書の提出がありましたので、社会教育法第13条及び千葉県生涯学習審議会条例第2条の規定により諮問します。令和5年6月16日 千葉県教育委員会
よろしく願います。

議長 はじめに、議事(1)「令和5年度社会教育関係団体に対する補助金交付について」、県教育委員会から生涯学習審議会に諮問されている件について、事務局から説明をお願いします。

なお、本議事については、補助金交付の対象となる団体に所属されていた前県PTA連絡協議会会長の濱詰委員の退席の上で審議すべきものと考えるので、濱詰委員においては、一度、退席願いたい。

(濱詰委員退席)

議長 議事を進行する。では、事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは、議事(1)令和5年度社会教育関係団体への補助金の交付について説明させていただく。資料1を御覧いただきたい。議事資料の資料1には、社会教育関係団体に対する補助金の交付についての諮問文を記載している。資料2を御覧いただきたい。資料2には、関係規定を記載している。社会教育法抜粋、第13条には「国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、(中略)地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員がおかれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に関する補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない」と規定されている。これに対して、本県においては、社会教育委員会が廃止されていることから、千葉県生涯学習審議会条例第2条において、「審議会は、法に定めるもののほか、社会教育法(昭和24年法律第207号)第13条に規定する社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する。」と規定している。

次に、2として補助対象となる要件の記載があるが、県教育委員会では、社会教育の振興を図るため、県全体で活動し、全国組織につながる社会教育関係団体に対し、その事業に関する経費について補助金を交付している。そこで、令和5年度の社会教育関係団体への補助金の交付について御意見を伺うものである。

資料3を御覧いただきたい。資料3であるが、令和5年度社会教育関係団体に対する補助金交付予定一覧を添付している。それでは、この内容について御説明させていただく。対象となるのは、県全体で活動し、全国組織につ

ながる団体であり、補助金交付予定の6団体に加えて、次ページにある特別補助金交付予定の「千葉県PTA連絡協議会」を加えた7団体が今年度の交付対象である。補助にあたり、各団体から、令和4年度の事業及び決算報告、補助金を受けたことによる効果、令和5年度の事業計画、収支予算に加え、団体の財務状況や会員数の推移、役員など組織の状況等について、ヒアリングを実施し、申請内容を精査したところである。表の真ん中にある補助申請の内容の欄を御覧いただきたい。各団体の活動内容は、機関紙の発行、ホームページの更新及び研修会の開催であり、補助金の対象事業としては適切である。補助金額については、支給額の下限を4万円とし、予算の範囲内で配分した。

次に、特別補助金についてである。これは、当該団体が全国や関東規模の研究大会等を開催する場合に、事業費の10%を補助しているものである。今年度は、千葉県PTA連絡協議会からは「日本PTA関東ブロック千葉大会」に対して、ガールスカウト千葉県連盟からは「ガールスカウト南関東地区シニア部門事業」に対して申請があった。過去の例を御紹介すると、昨年度は「日本ユネスコ運動全国大会」に補助をした。

ただ今御説明した各団体の交付申請に関する関係書類については、「別添資料1」にまとめてあるので、そちらを御覧いただきたい。また、広報誌については、昨年度のものであるが、各団体の活動実績として「別添資料2」にまとめてある。なお、日本海洋少年団千葉県連盟及び千葉県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会も補助対象となる団体であるが、会の事情により、今年度の補助金については辞退する旨の申出があったことを申し添える。

以上、よろしく御審議くださるようお願いする。

議長 ただいまの説明並びに資料について、御意見、御質問、何でも結構であるが、様々な面から委員の皆様の御意見を頂戴したいと思う。いかがか。

委員 議論の仕方であるが、この後、個別に何かしら説明があって審議をするのか、それとも、全体を今のこの資料に基づいて審議をすることになるのか、どちらか。

議長 一括でやっているのだから、個別には予定していない。その上で何かあるか。

委員 今回の特別補助のところについて、これまでの経緯をよく把握していないので、特に大規模な部分になる関東ブロック千葉大会の開催について、補助する理由について、とくに、今、補助対象事業が、「ク その他社会教育の振興に寄与する公共的意義ある適切な事業」ということで、「その他」の内容について教

えていただきたい。

議長 当然の意見かと思う。毎年あるものではないし、団体がどういうことをやっていて、過去の例等も含めながら、事務局のほうから説明をいただければ御理解いただけるのではないかと思う。

事務局 こちらは補助対象となる社会教育関係団体が千葉県を会場として行う全国規模、あるいは関東ブロック等の大規模大会について、その事業ごとに経費を補助するという形になっている。過去の例としては、令和4年度は先ほど申し上げた千葉県ユネスコ連絡協議会、平成29年度には、こちらも千葉県ユネスコ協会の連絡協議会、関東ブロック・ユネスコ活動研究大会、平成28年度には全国高等学校PTA連合会の千葉県大会等に補助している。こちらについては、その会ごとに輪番等で会場が回ってくるということがあるが、そのときに千葉県が会場であった場合には、自治体として、その会の運営を補助するために、補助金を事業費の10%で補助している状況である。

委員 これは関東ブロックなので、関東の各社会教育、PTAに関係する意欲ある方々が心置きなく千葉に来ていただけるように、県のほうで支えていくという目的だということが理解できた。

議長 ほかにいかがか。

委員 訂正の連絡があったかもしれないが、資料3の裏面のほうの特別補助のガールスカウトの申請額、補助額が5万2000円になっているが、こちらの資料では52万円だと思う。

事務局 事業費全体額が52万円になるという形で、こちらの決まりというか、提示額としては、事業費の10分の1を補助させていただくという形なので、全体事業費が52万円になると、その10分の1の5万2000円を補助させていただいている。千葉県PTA連絡協議会の関東ブロック千葉大会というのは、事業費が2080万円なので、その10分の1ということである。規模がかなり違う大会になっており、そのようなことになっている。

委員 両方とも1割なのか。

事務局 そうである。

委員 勘違いした。失礼した。

議長 ほかにかがが。

委員 大変細かいことで恐縮である。裏面の一番下を書いてある補助金の考え方、特別補助については、事業費の10%を補助。これは10%を限度としてではなくて、10%と決まっているのか。

事務局 そうである。一応10%ということで補助している。条件としては、500万円が上限である。

委員 では、10%を限度ではなくて、一律10%なのか。

事務局 10%を限度ではなく、500万円を上限として10%である。

委員 先ほど、課長がおっしゃったPTA連絡協議会は、2010万円とおっしゃったか。これは10%に満たない。

事務局 別添資料1の70ページに収支予算書がある。2080万円なので、ちょうど10%になる。

委員 上限ではなくて、ぴったり10%というのはちょっと違和感がある。

議長 ほかにあるか。

委員 確認であるが、PTA関東ブロック千葉大会は、69ページのほうには参加者数が書いてあるが、73ページのほうを見ると、こちらの分科会などは会場の規模としては800人などとなっており、参加される人数は、73ページのほうが規模感としては正しそうであるが、一方で、69ページの参加者数の数字というのはどういう位置づけになっているのか、分からなかったので確認をさせてほしい。

事務局 69ページの数については、事前の打合せに御参加いただいている人数ということで、73ページのほうは実際の会の人数になるので、こういった開きがある。

委員 ということは、補助事業の内容の中には全体の大会の内容が入っていないといけないのに、事前の打合せのところしか記載されていないという認識でよろしいか。

事務局 事業計画書となるので、後ろの別添の資料が実際の会の運営になるが、その
のところには書かれていない形で事業が記載されてしまっている。ただ、全体
で大会実施と考えている。

委員 補助事業の「内容」というところに全体の大会の内容の説明が入っていない
のは、どうなのか。

事務局 こちらのほうで受理してしまったのは間違いかなと思う。本来であれば、本
大会のほうの見込数も含めた上での事業計画になるが、別添にしてしまって、
事業計画書の中に盛り込むような形にしていけないので、事業計画書の部分につ
いては、大会本体を盛り込んだ形で訂正したものを受け付けたい。

議長 71ページからの資料を別添でつけたわけではないのか。

事務局 補助事業の内容のところは本体の項目を書いて、詳細別添という形で書いて
いただくのが本来であったかと思う。そのように訂正をさせていただきたい。
申し訳ない。

委員 内容的に精査されたものなのであれば問題ないと思うが、この中に説明が
入っていないようだったので確認した。

議長 よりよい形で整理しておいてもらいたい。ほかにあるか。

委員 73ページの会場の定員は、もともとは全部で2000人である。71ページに参加
者は約2000人と書いてあるので、この2000人がこの定員に対して振り分けられ
ていくという考え方になるのか。

事務局 そういう形になる。

委員 2000人全体が対象となる全体会もある。

議長 そうすると、73ページはあくまで収容定員というイメージになるのか。

委員 「組織運営をテーマとする方々は第1分科会で」というように希望によって
わかる形態のようだ。

議長 ほかにいかがか。

では、随分意見をいただいたので、そろそろこれまでとさせていただきますよろしいか。

この件については、先ほど部長のほうから諮問という形をいただいて、本来であれば、ここで答申書を作成してお渡しするのが従来の諮問・答申の形だと思うが、これは社会教育法のほうで、この会議の意見を聴くというのが上位法としてあるので、ここで皆さんの意見の一致をもって答申という形で、この場でお返しするという形で御了承いただきたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

議長 　　では、事務局のほうで、議事資料にあったとおりで今後の事務を進めていただくようお願いする。

(濱詰委員着席)

議 事 (2) 「千葉県子どもの読書活動推進計画 (第四次)」 の中間評価について (報告)

議長 　　次に、議事(2)に移る。千葉県子どもの読書活動推進計画 (第四次) であるが、これについては随分長い間議論を進めて策定したものになる。本日は、その中間評価についての御説明がある。説明の後、今後に向けた皆様の御意見を頂戴できたらと思っている。事務局から報告をお願いする。

事務局 　　お手元の資料4 「千葉県子どもの読書活動推進計画 (第四次) 中間評価報告書 (案)」 を御覧いただきたい。第四次千葉県子どもの読書活動推進計画の中間評価についての御報告である。

本計画は、平成13年12月に公布・施行された子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定を受けて策定したもので、現行の計画は第四次のものである。

2ページを御覧いただきたい。本計画は、子どもの読書活動を全県的に推進するための手引であり、かつ、「読書県『ちば』」を目指す設計図としての性格を持つものである。計画期間は令和2年度からおおむね5か年としている。

3ページを御覧いただきたい。本計画では、基本理念を「すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』」の推進」、副題として、「子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる読書活動の推進」としている。

そのための基本方針として、1つ目に、社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進、2つ目に、読書環境の整備と連携体制の構築を掲げている。

続いて、中間評価の結果について御説明する。4ページを御覧いただきたい。令和4年度が現行計画の中間年に当たることから、各施策の取組状況を把握し、成果と課題を整理することで、計画最終年に向けて、各施策のより一層の充実を図るために実施するものである。

本計画では2つの目標を設定しており、1つ目の目標「子どもの読書への関心を高める」を評価するに当たり、「読書の好きな子どもの割合」、「不読率」の2つの評価指標を用いて、小6、中3、高2の発達段階ごとに評価を行った。

次に、2つ目の目標「読書環境の整備と連携体制の構築を進める」を評価するに当たり、5ページにあるが、「読書環境の整備」と「連携体制の構築」という形で1つの目標を2つに分けて、それぞれ評価指標を当てはめて評価を行っている。

数値目標を達成しているものについては◎、数値目標に近づく方向で推移しているものは○、数値目標に近づく方向で推移していないものについては△としている。

6ページの表1を御覧いただきたい。1つ目の目標「子どもの読書への関心を高める」について御説明する。①の読書の好きな子どもの割合は、表2及び次ページの図1のとおり、小6では、計画策定時（平成30年度）と比較して、7.1ポイント増加し、目標を達成しているので、◎としている。中3は、計画策定時と比較して、5.2ポイント増加しているが、目標には到達していないため、○とした。一方、高2は、計画策定時と比較して、2.1ポイント減少していることから、△とした。

②の不読率は、表2及び次ページの図2のとおり、小6では、計画策定時と比較して、6.3ポイント、中3では、4.6ポイントそれぞれ増加していることから、△とした。一方、高2については、計画策定時と比較して、1.4ポイント減少はしているが、目標値と大きな隔たりがあるので、△とした。

この背景には、小中学校段階で読書の好きな子どもが増加していることを考慮すると、スマートフォンの普及等による子どもを取り巻くメディア環境の変化や習い事など、ほかの活動に時間が取られるなどの理由があると考えられる。また、中学生までの読書習慣の形成が不十分という指摘もある。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一時期、図書館が閉館したことや、GIGAスクール構想への対応で、学校での朝の活動を、今まで読書をしていたものをタイピング練習に切り替えたりといった影響があるという可能性も考えられる。

8ページを御覧いただきたい。これまでの取組になるが、まず家庭における発達段階に応じた取組として、読書の楽しさや意義を啓発する千葉県子ども読書の集いを開催したほか、読書を勧める内容を掲載した「家庭教育リーフレット」、県内の図書館司書がお勧めする本を紹介した「子どもの読書活動啓発リーフレット」を配付している。

次に、地域における発達段階に応じた取組として、読書イベントの開催に必要な知識や技術を学ぶ児童サービス研修会を実施したり、地域での読書体験を広げたりしていけるよう、子どもの読書相談やレファレンス、中高生向けのヤング・アダルトサービスの充実に向けて、学校図書館関係者等とのネットワーク構築に向けた検討などを進めている。

9ページを御覧いただきたい。学校等における発達段階に応じた取組として、子どもが読書に親しみ、読書の幅を広げられるようにするため、県独自で優良・優秀学校図書館を認定しているほか、全国高等学校ビブリオバトル千葉県大会、学校図書館・公立図書館連携研修会などを開催している。また、県立図書館では、図書館資料を活用した授業に役立つ情報の発信や学校図書館の支援に取り組んでいる。

続いて、2つ目の目標「読書環境の整備と連携体制の構築を進める」について御説明する。

10ページの表3を御覧いただきたい。読書環境の整備については、市における子どもの読書活動推進計画策定率は、順調に推移してきた一方で、町村における策定率は、表4にあるとおり、35.3%と低調であることから、△としている。セカンドブック事業を行っている市町村の割合及び優良・優秀学校図書館の学校の割合は、目標に近づく方向で推移していることから、○としている。また、市町村立図書館におけるボランティアの登録者数については、12ページの表を御覧いただくと分かるが、計画策定時と比較して減少している。これは、恐らく新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために活動を控えたことなどの影響があると考えているが、評価としては△としている。

次に、13ページの表5及び表6を御覧いただきたい。連携体制の構築については、3つの評価指標いずれも計画策定時より減少している。これらも、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために連携した活動を控えたことなどの影響があるとは考えているが、評価としては△としている。

15ページを御覧いただきたい。これまでの取組内容である。環境整備においては、読書活動の啓発のため、子ども読書の集いの開催や啓発リーフレットの配付を行った。また、ボランティア養成講座の開催や市町村図書館の支援、バリアフリー資料の受入れなどをしたほか、多文化資料の提供に向けた検討に着手している。また、学校に対しての働きかけとしては、先ほど申し上げたが、優良・優秀学校図書館の認定のほか、校長先生、司書教諭、学校図書館担当者を対象とした研修会をそれぞれ実施することにより、学校図書館の活性化を図っているところである。

16ページを御覧いただきたい。家庭、地域、学校等の連携促進に向けた取組として、先ほど申し上げたが、優良・優秀学校図書館の認定に当たり、自己評価表を活用して認定しているが、その評価表の項目の中に異学年交流についての項目を設定するなど、連携促進を図るという取組を進めている。

普及・啓発活動については、県立図書館にある子どもの読書活動推進センターの活動などをセンター通信という形で配付したり、また、有益な情報についてホームページで発信したりしている。

最後に、子どもの読書活動を推進するための体制の整備として、計画未策定の市町村への支援などを行っているところである。

17ページを御覧いただきたい。第四次計画前期の成果と課題についての記載である。まず成果であるが、1つ目は、小学校及び中学校段階で読書の好きな子どもたちが増加したこと。2つ目としては、学校図書館の整備が充実してきたこと。3つ目は、セカンドブック事業が広まってきたということが挙げられる。これらについては、これまでの様々な取組を地道に進めてきた成果ではないかと考えている。

次に、課題であるが、先ほども申し上げたとおり、1つ目は、小学校と中学校段階で不読率が増加しており、高等学校段階では依然として高い状況にあることである。発達段階に応じた子どもの読書への関心を高める取組をさらに充実させていく必要があると考えている。

2つ目として、ボランティアや公立図書館など様々な主体との連携の評価数値が下がっていることである。これは、主に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から連携や協力を取りやめたということも原因かと考えられるので、今後、回復がある程度見込めるとは思っているが、引き続き、連携することのメリットを研修会等を通じて周知していく必要があると考えている。

3つ目は、町村における子どもの読書活動推進計画の策定が低調なことである。未策定の町村の実情に応じた支援が必要な状況である。

次に、今後の取組について御説明をする。課題である不読率の減少のための取組としては、様々な啓発活動について、方法や内容を工夫していきたいと考えている。まず、家庭における発達段階に応じた取組として、子ども読書の集いについては、今まで対面で開催しているが、本年度からは動画による配信も始めて、より多くの県民の皆様に御覧いただけるように工夫をしている。また、啓発リーフレットがより有効に活用されるよう、活用事例を紹介するなど、内容を工夫していきたいと考えている。

また、特に不読率の高い中高生への働きかけとして、ヤング・アダルトサービスを充実させていく必要があるので、学校図書館関係者等とのネットワークを構築し、情報やノウハウの共有を図っていききたいと思う。

次に、学校における取組としては、特に学校図書館・公立図書館連携研修会において、より地域の実情に合った研修会となるよう、中高生に焦点を当てたテーマ設定や、課題に応じたグループ討議を取り入れたりするなど、こちらも内容の工夫を重ねていきたいと考えている。

次に、読書環境の整備と連携体制の構築の取組としては、特に不読率改善の観点から、学校図書館を支援するため、県立図書館での運営相談を積極的に実

施し、貸出登録のない学校への個別の働きかけをするなどの取組を進めていく。また、子どもにとって身近な施設である公民館図書室や児童館等が読書に親しむ場として充実するよう、これらの好事例を収集し、周知するなど、どのような支援が効果的か検討を進めていきたいと考えている。

ほかに、様々な主体との連携の促進に向けて、ボランティアや民間企業との連携事例の発表を行うなど、こういった取組を検討してまいりたいと思う。

19ページの「エ 子どもの読書活動推進体制の整備について」として、計画未策定の市町村については、マンパワーの不足が理由となっているところが多いと聞いているので、推進計画のひな形の提供や個別訪問を今後も継続して実施して支援をしてまいりたい。

なお、計画については、昨年度から国のほうで取扱いが変わって、教育振興基本計画等の上位計画に子どもの読書活動の推進に係る内容を盛り込むことで個別計画を策定したものとみなすという取扱いに変わったというところもあるので、今年度、また策定状況の調査をさせていただくが、町村のほうで上位計画に位置づけがあるかないか、そういったことも含めて状況の調査をしていく。

引き続き、子どもの読書活動を推進するための取組について、様々な工夫をしながら進めていきたいと思っている。私からの御説明は以上である。

議長 この中間評価の位置づけと、2つの目標に対する具体的な評価を、これまでの取組内容を基に説明いただいたかと思う。最後には後期の取組についても御説明があった。今日、皆さんからいただいた意見を基に、もう一度事務局のほうで精査、まとめていただいて、最終的にこの中間評価報告書が出来上がるかと思う。委員の皆様から、どこでも結構なので、御意見を頂戴したいと思う。

委員 そもそも論でお伺いしたい。この本の定義というのは、いわゆるアナログの本なのか、電子書籍とかデジタルブックみたいなのところも含まれるのか、そういったところはどのようになっているか。

事務局 こちらでは定義をしていない。例えば、不読率の調査があると思うが、小6と中3の不読率の調査は、全国学力・学習状況調査の中の質問紙があって、その中に「学校の授業時間以外に、普段1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」という設問で、そういう聞き方しかしていないので、電子書籍が含まれるかどうかは児童生徒個人の判断になっているのが現状である。もしかすると含まないで考えて答えている児童生徒もいるかもしれないし、含めて答えている児童生徒もいるかもしれないという現状である。

委員 今後、デジタル書籍や、大人でもタブレットなどで見る機会は多分多くなると思うし、子どもたちも、今、1人1台という形でタブレット端末を手にしてということになると、今後そういう機会も増えてくるのかなと思っている。そうすると、この計画の中では、今後、デジタル書籍などをどのような扱いにしていくのかという見通しや考え方みたいな、ちょっとした指標があるといいのかなと感じたが、そのあたりはどうか。

事務局 今、計画の中では明確に書かれていないが、本来、読書は、どのような媒体であっても、本を読むという意味は変わらないと思っているので、含めるという形で考えていくのがいいと思っている。

委員 特に後半のところはICTにも触れているので、そこに軽くでも方向性が出ていると、これからそういった時代の変化にも対応できるという形を取り入れるといいのかなと思った。

委員 今、不読率の定義を伺ったが、計画に比べてみると、かなり厳しい中間経過になっているという認識だと理解した。その原因ということで、先ほど、報告書の案には原因の仮説があまり入っていなかったが、環境面のところで、メディアの多様化や、読書以外の活動が増えているというお話があった。このことが原因ならば、他県も全く同様の傾向になるはずである。他県で果たして不読率が上昇傾向にあるかどうか比較をしたものがあるのか。また、先ほどの朝読書の時間がタイピング練習になったというのは千葉だけの状況なのか、もしそうだとしたら、朝読書がなくなったから不読率が上がってしまったというようなすっきりした仮説となるが、それだけとはいえないだろう。では、何が原因だと考えているのかという点が書かれていないので、当然仮説でしかないと思うが、何かしら仮説を立てた上で、今後の施策、第4章に反映されるとよいのかなと思う。

不読率について、計画の基本理念で「すべての子どもが」となっていたり、基本方針も「社会全体」となっていたりするのだから、今読んでいらっしゃる方だけではなくて、今まさに読んでいない、本とは親しみを持っていない御家庭のお子さんというのが対策の主たる対象となるだろう。しかし、今ここで施策の中に挙げられている啓発活動は、どちらかというところ、読んでいらっしゃる方々というよりは、読んでいらっしゃる方向けのものだけになってしまっているのではないかと。子育てのためにでなくて、親本人が読書を楽しめるようなタイプの支援や、親や家庭でそういう機会に恵まれていない方々への代替措置というか、地域での支え方みたいなところが大事になってくるのかなと思う。そういう観点での言及がないので、配慮いただければと感じた。

事務局 最初の不読率の他県との比較について、今、手元に数字はないが、全国の状況が文科省にあり、やはり全国的に不読率は上がっていて、国のほうの子どもの読書活動の推進に係る計画においても、不読率の目標の達成はできていない状況になっている。国のほうで分析した不読率が上がった理由として、先ほどちょっと申し上げたが、コロナの関係で各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性はあるのではないかということ言われている。ただ、数字的にデータが裏づけされているものではない。当県と全国的な傾向は同じような状況になっている。記載について資料のほうに言及をしなかったのも、国からの引用という形になるかもしれないが、検討させていただきたい。

それから、啓発活動のターゲットの問題について、確かに関心のある方向けというのは、子ども読書の集いにしても、手を挙げて参加していただく方向けになりがちなのは否めないかなとは思っている。1つ加えさせていただくとすると、家庭教育のリーフレットとか、子どもに勧める本のリーフレットをつくっているが、そういったものについて、1歳半の健診のときに、健診に来られた親子向けに市町村で配っていただいている。今時点としてはそういった取組を行っている。

委員 私は地元でも子ども読書活動の推進委員をやっており、そこでの経験ではあるが、新生児のブックスタート事業といった施策が行われているものの、特に今、問題になっている中高生の施策はなかなかないのが実態だ。その中で、検討してもらいたいのが、親本人に読書を楽しんでもらおうというもの。ノウハウ本であろうが、娯楽書的なものであろうが、何でもいいので、親世代の方々にまずは読書に親んでもらうみたいな施策は検討する価値があるのではないかな。今の方針の中には親自身の部分へのものが一個も入っていなかったのも、指摘しておきたい。

事務局 検討させていただきたいと思う。

委員 先ほど濱詰委員が電子書籍の話を出されていたが、GIGAスクール構想の中で、子どもたちに配られているiPadで電子書籍が読めるような状況に今なっているのかどうかを伺いたいと思う。市町村等で違うのかなというのはあるが、もし実際やっていらっしゃるような学校、市町村等があれば、不読率の関係もちょっと違って来るのかもしれないと思った。

もう一つは、16ページの「子どもの読書活動推進体制の整備」の中で、12学級以上の学校へは司書教諭を配置しているが、11学級以下の学校全てに司書教諭を配置するには至らなかったとあるが、各学校に司書教諭がいる、いないで、読書活動についても推進の状況が大分違って来るのかなとも思った。

事務局 1点目のiPadで実際に読めるかどうかというのは今時点で把握していないが、市町村によって状況は違うと思う。

事務局 機種も違うので、iPad、Chromebook、Windows、それぞれであるし、その取組方も市町村によって、家に持ち帰らせているのも自由であったり、それをある程度制約したり、これも子どもたちや地域の実態に応じた中で、それぞれであろうと思う。その使い方も、学習にどう使っていくか、まだ手探りでやっているところで、読書のところで本がしっかり読めるようになっているのかというところは、これから学校も進めていくICT活用の一つのメニューにはなるのだろうと思っている。

委員 やっているかやっていないかと言われれば、やっていないというところに近いと思う。まず、自由に子どもがそこにアクセスするというメディアの使い方について、学校現場としてはちょっと苦労しているところがあって、そのところがきちんと管理できないとアクセスすることが難しいことや、電子書籍にたどり着くまでの過程、うちの学校の場合は、例えば、市の図書館にある電子書籍に先生はアクセスできるとか、そのようなことでトライしていた。市の図書館にあるものだったらちょっと安心であるが、子どもが一人一人自由にとなると、どこまで広がってしまうのかというところで、学校現場ではまだその対応が追いついていないところがある。

事務局 先ほどの司書教諭の件について、県としてもすべての学校に司書教諭が配置されるよう引き続き努力していきたいと思う。

委員 それについて、本校にも司書教諭がいる。仕事としては、図書室にある本の管理、例えば昨年度は、バーコードで全部管理するのに、個別のコードを発行したり、本にバーコードを貼ったり、その指揮を執るとか、図書室の整備、学校の中には図書委員会みたいなものが子どもの活動としてあるが、そういうものの陣頭指揮を執っている。そういうこともやるが、実際のところ、司書教諭がそこにかかる時間は限られている。例えば小学校の場合は、学級担任等をしているので、学級の仕事以外の時間でそういうことをしていくため、図書館にいるような司書と同じようにはできない。でも、その教諭がいることによって図書館の整備は少しずつだが進んでいく。

委員 関連して質問する。司書教諭のお話をされたが、学校司書についてはいかがか。学校司書のスタッフを各地で配置する動きというのはあったと思うが、特に資格を持っていらっしやらない方でも配置可能だったかと思う。配置状況は

どうか。

また、その配置によって、特に中学校、高校の学校図書館はどれくらい開いているのか。県によっては、1週間に1回しか開いていないとか、特定の時間しか開いておらず、自由に使えない学校も多々あると聞く。千葉県の場合はどうなのか。

事務局 まだ学校司書がない学校もかなりあると思うが、数字は把握していない。

事務局 司書については、教員ではないので、例えば県立高等学校等であった場合には、教員とはまた別の実習助手の扱いで、図書館司書を実際に配置しているという状況はある。小中学校の場合には、司書教諭の資格を持っている教員が読書の普及啓発を担って、教員の仕事と併せてやっている。

委員 今回の件で、小学校などでは、本当に自治体によるが、司書教諭の先生はお忙しくて実務に携わるといことは難しいので、実際の図書の管理とかは学校図書館司書によるところが多い。多くは非常勤職員で、市独自で雇用しているが、成田市の場合は、学校によっては週5日配置されていたり、小さな学校では週3日だったりする。ただ、時給が1000円ちょっとで、1年間やっても百何十万円みたいな収入である。司書の資格を持っている人はたくさんいるので、募集をかけてそういう方を集めて、学校図書館司書ということで学校に配置されている。人が入るだけでものすごく変わるが、いろいろと課題もある。ただ、人がいるだけでものすごく変わるというところはあって、本当に自治体によって違うと思うが、現場の実務をやっているのは学校図書館司書である。常にいなくても週に数日の勤務だったり、市のほうに何人かいて、巡回していたりとか、そのようになっていると思う。

事務局 図書館司書について、小中学校の場合には、それぞれ市町村ごとに実態が異なっていて、県費で派遣するという事は行われていない。それぞれ市の状況に応じての配置となっている。こちらとしては、配置することによって図書館の環境がどう変わったかということを知らせていく、広めていくということで、その必要性が認識されていくのだろうというところはある。

議長 人事配置について、ここでこれ以上話しても先に進まなくなるので、このあたりとさせていただいて、ほかにかがが。

委員 私は、根本的に、いかに読書に興味を持ってもらうかというところを先ほどから考えていた。興味がない子に一生懸命本を勧めようとしても、それはなかなか難しいわけで、どうしたら興味を持ってもらえるのかというところで、ち

よっと注目したいところが16ページのイの異学年交流で、ああ、こんなのがあ
るのだなと思った。これは実際どういうことが行われているかは想像の範囲で
あるが、例えば、自分より学年が上の人がどういう本を読んでいるか。特に、
中高生だと親よりも憧れの先輩とかの影響が強かったりするんで、先輩がどう
いうところに興味があるのかとか、そういう情報交換ができたりすれば、もう
少し興味が湧くのかなと思った。

私の知り合いが実際に女子高の図書室の司書として働いているが、生徒は図
書室にいる人に興味を持って来るといふ。いろいろなお話をしに来て、たまた
まそこでその人が紹介してくれた本と出会うということもあると聞いたので、
どうしたら興味を持ってもらえるかなといふところを、もう少しここでまた考
える機会にしたらいいなと考えた。

委 員 異学年交流の例として、私は小学校なので、例えば、6年生が入学したての
1年生に自分がお勧めの本を持って行って読んであげる。それから、逆もある。
1年生が6年生に、この本が読めるようになったら読んで聞いてもらおうとい
うのもある。

私も、このところで、これは学校間の連携ではなくて学校内の学年の連携
になるので、この言葉の意味がちょっと違うかなと思った。

子どもが図書室に行くきっかけは、今、教科学習の中にかかなりあって、発展
的な学習で、調べてみようといふのがいろいろな教科に散りばめられている。
そういうことで行ったときに、子どものニーズに応えられるような本の種類や
数が図書室に必要である。それをきっかけに、また行ってみたいと思ふよう
になる。そういう図書室であつたらいいなと思っている。

事 務 局 16ページの学校間の連携については、事例としては、中高生が小学生にと
かも含んだ形で捉えているので、そのように書いてしまったが、確かに学年間も
含めた内容になるので、表現を修正はさせていただきたい。

委 員 自分の市のことで恐縮であるが、実態も含めてお話しさせていただくと、先
ほど課長がおっしゃったように、小学校でも1年生から4年生あたりはかなり
読む。うちの市内だと、各学校で校長先生から読書賞といふのをもらえるので、
これを目指して、みんな必死になってよく読む。5～6年生になると、委員会
活動やクラブ活動などもあって、それから本が厚くなると、1冊読むのにどう
しても時間がかかるので、高学年になると率が低くなってしまふといふのが実
際の現場の状態である。

今年の3月、うちのほうは三次計画を出したところである。県とちょっとず
れてしまふていて申し訳ない。市の読書推進計画の中で、今年新たな試みとし
てやったのは、やはり家庭を巻き込む、家読の勧めといふことで、月の第4土

曜・日曜を家庭読書の日として、とにかく親を巻き込んで、親子で一緒になって読書しようという試みで、これがスタートした。

もう一つ、私の案として進めているのは、いわゆる児童クラブ、放課後子ども教室が一つの狙いどころだと。うちは、そこに市の図書館から配本サービスをやっているので、各児童クラブに注文があったものをどんどん配本して、子どもたちに読書の機会を広めている。朝、全校読書というのはどの学校もやっているが、それだけではなくて、やはり読む機会を大きく広めようということで、児童クラブと放課後子ども教室に配本サービスをやっている。

それから、実態として、コロナは相当な影響があった。実際に統計を取ると同じ傾向があった。今年5月から5類になって、読み聞かせ等も始まったので、これでまたかなり回復できてくるのではないかと思う。コロナのときは読み聞かせも何も全部ストップせざるを得なかった。そういったことで、現場の状況ということで参考までに提供させていただいた。

議 長 今日、案として出された評価報告書について、事前に目を通していただいていると思うので、この記載はちょっとおかしいのではないかとか、この記載はちょっと合わないのではないかとか、こういうところにこのように入れてみたらどうか、意見はいただいているが、そういうことがあったら最後に出していただいて、まとめたいと思うが、いかがか。

特別取り上げて、この点というのがなければ、今日出された委員の発言内容がここに生かせるのではないかという観点から事務局で検討していただければ、この上ないと思うが、よろしいか。

事務局 分かった。今日いただいた意見を踏まえて、必要なところを修正した上で、報告書という形で最終的にまとめたいと思う。

議 長 それは事前に私どもも見させていただくことは可能か。

事務局 御確認いただいた上で、正式なものとしたと思う。

議 長 分かった。では、委員の皆様もそれでよろしいか。
本日の報告の件については、これで締めたいと思う。

—— 以上 ——